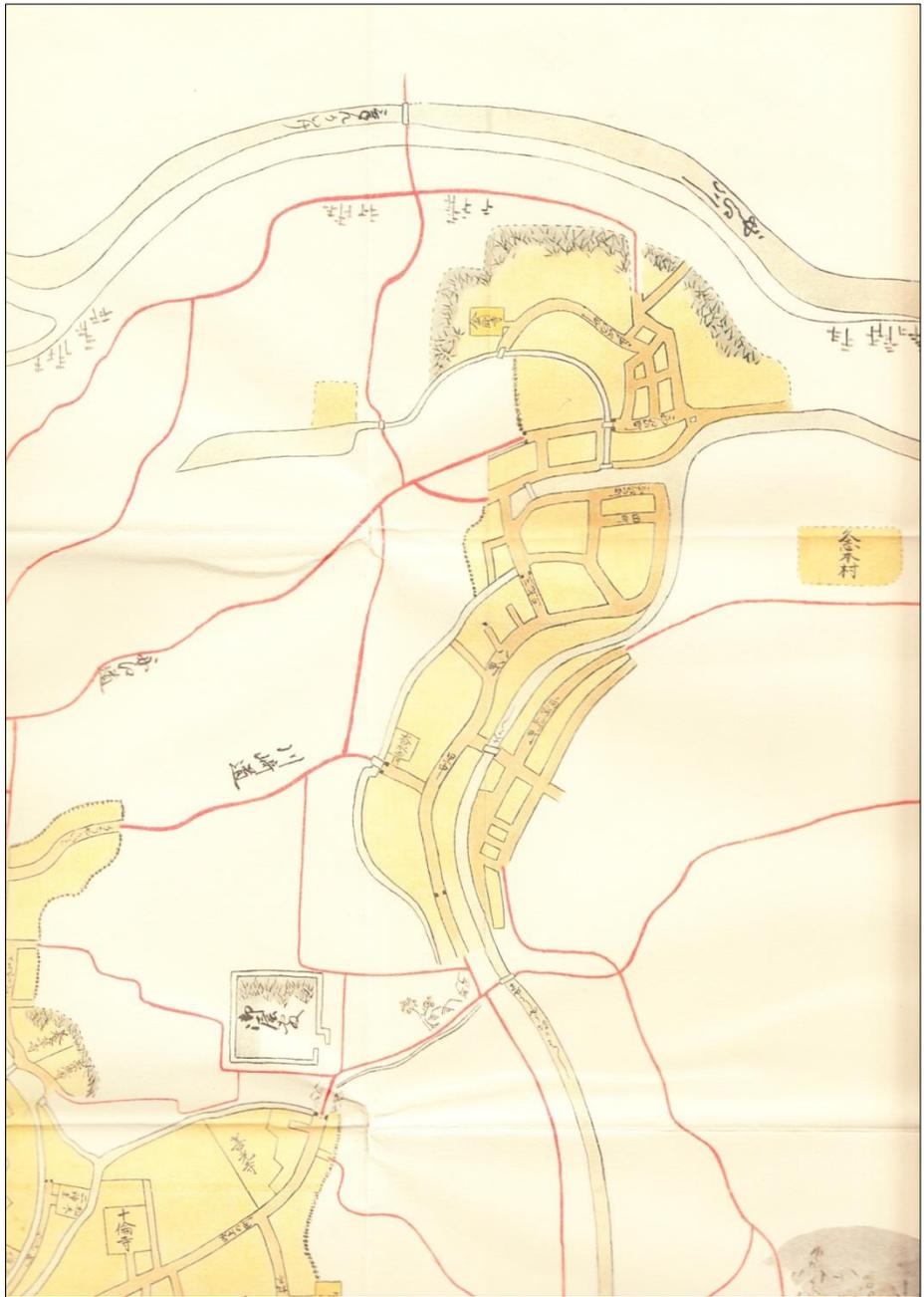


## 伊勢・船江の探訪（1）

（消えた「字」を追って）

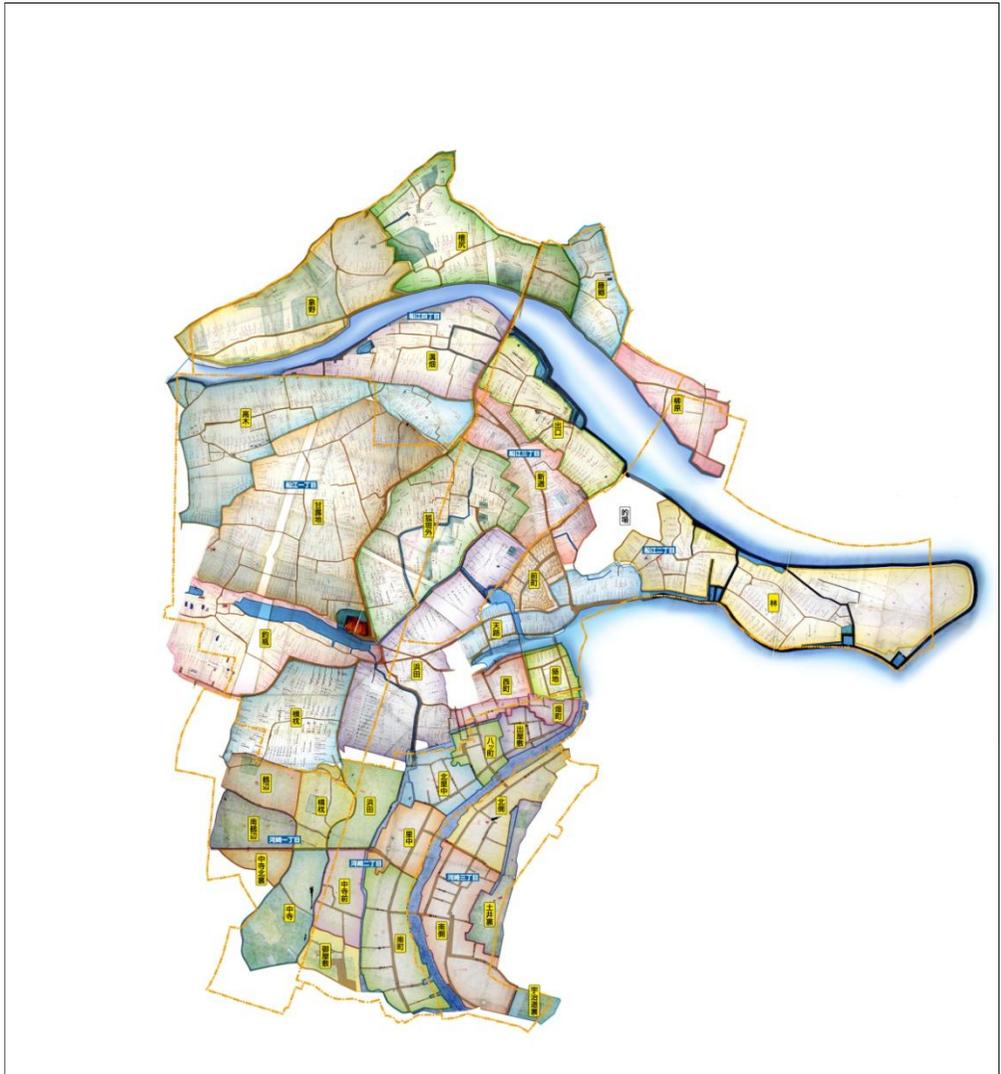
平成24年1月作成

大 屋 行 正



### 寛保山田惣絵図（部分）

本惣絵図は寛保1（1742）年に原画を影写したもので、現在原画は神宮文庫で保管されている。この絵図は寛文10（1670）年の大火以前の様子を画いているという。



### 船江町絵図（和紙図の字限図から作成）

明治初年に画かれた字限図（1/600）組み合わせて作成した。本図は徴税目的で作成され又徴税目的で伊勢市の課税課固定資産係に保管されている。

本図は土地一筆毎に地番、面積・用途（田畑は畝単位で、宅地は坪単位で表示）、当時の道路も詳細に書き込まれている。アザ高木、甘露地の地内が盛土された後の絵か前の絵かは特定できない。

現在の地図と重ね合わせるとかなりの誤差が出る。これは私の写真の撮り方の悪さと当時と現在との地図の精度の許容値に差からだろう。現在の地形と目立って違うところは檜尻川の広さの違いである。アザ的場が欠落しているので字内の地勢は分からない。

## 伊勢・船江の探訪（1）

（消えた「字」を追って）

まえがき

私が物心がつきその地を離れるまで過ごした町が、宇治山田市（現伊勢市）船江町である。昭和10年頃（4才頃）から昭和25年までの間である。

傘寿を迎えた今、幼い思い出のみが断片的に蘇り、一層故郷を愛おしく感じられるようになった。

この地ははるか昔、宮川の支流が網状に流れ、その流れが場所を変え出来た氾濫原である。従って、人の定住も遅く目立った遺跡や遺構にも乏しく、勢田川や河崎などとともに水運の利と広大な耕地と大湊・神社と神宮を繋ぐ交通の要衝として築かれてきた集落ではないかと思う。果たしてそうであるのか、私の力の及ぶ範囲で探索してみたい。

まずは消えた古名を追って集落の昔の面影を探ることにする。この「学習」の行く先は羅針盤のない航海のようなものでありその先は分からない。傘寿のさすらいである。

「字」名が消えた日

宇治山田市の住居表示の採用

宇治山田市（現伊勢市）は昭和13（1938）年に「大字」名の改称を行った。この改称は「大字」名が町名に変更されただけであった。「大字」名の表示は「町名」として残った。即ち、

宇治山田市大字船江町が宇治山田市船江町

と表示が変わった。従ってこれらの時点では「大字」「小字」の名称は個々の住居の表示に使用されていた。郵便の宛先にも「大字」「小字」「地番」を記していた。私が住んでいた家は

宇治山田市船江町字前町371番地の5

という地番で表示されていた。この表示が消えてから40年以上経た今でも鮮明に「字名・地番」を覚えている。

ところが、船江・河崎町を含む伊勢市は、昭和41（1966）年10月25日付三重県告示第789号で、昭和41年11月1日から「居住表示」が設定され地名が改称され現在に至っている。即ち「字」名は使われなくなり、

伊勢市船江二丁目〇〇番〇〇号

という表示になった。以前の「字」名とは全く結び付かなくなってしまった。

この日から40年以上も経た現在「字」は完全に消滅してしまった。地図出版社に問い合わせても「字」表示の入った地図は存在していない。三重県総務部法務・文書室に問い合わせたところ、伊勢市課税課固定資産税係山田女史を紹介され、同係保存の『和紙図』（一般的には公図と呼んでいるものと同種 口絵参照）の閲覧を幸いにも許され、字の謎が解け始めた。

『和紙図』は固定資産税の課税の資料として保管しているものであり、いつ頃作られたものか不明であり、また現在の地図と比較できるだけの精度であるかもわからない。そのため、写しの交付はできかねないので、直接来庁の上メモやカメラ等で写し取るようにとのことである。尚、船江の分については、「字」単位で地番が書き込まれた地図のみで、町単位で「字」界が書き込まれた地図がない、つまり「字」の配置は分からないということである。

この写真画像をジグソウパズルのように組み立てて、画像処理の専門家、井ノ下寿紀氏にお願いして、現在の地図に重ね合わせ頂いた。伊勢市役所の山田女史が言われる通り、測量精度が悪く悪戦苦闘されたが町界・河川・道などは完全に一致はしない。

昭和41（1966）年10月25日付三重県告示第789号で、昭和41年11月1日から「居住表示」が設定され改称され、「字」名は使われなくなり、この日を限り伊勢市から「字」名が消えた。幸いにしてジグソウパズルのピースは全てかみ合い「大字」の配置は蘇った。

この「公図」については項を改めることにする。

旧地名「字」を探る手掛かりを求めて学習を進めたい。

## 旧戸籍法と屋敷番号

### 明治以前の土地の所在地表示

江戸時代初期では屋敷の所在地表示はどの様になされていたのか次の様な古文書がある（河崎商人館所蔵）。

#### 永代売渡申屋敷之事

在所者川崎藪之世古（私の注 北里中）也

四至 東ハ河崎地下屋敷限 南ハ与三殿久大夫殿鶴大夫殿  
善光寺松兵衛殿屋敷限

西ハ千寿院屋敷限 北ハ川崎惣掘限也

（中略）

元和六庚申（1620）年三月吉日

川崎 村田清右衛門（花押）

同又五郎（黒印）（花押）

いさわ 太郎次郎殿

すわい 甚右衛門

まいる

使 理兵衛

この事例の様に江戸時代初期には屋敷毎に屋敷番号がないため、東西南北の境界(四至)を示して屋敷を特定していたことが分かる。

## 旧戸籍法と屋敷番号

維新後の明治5(1872)年に所謂壬申戸籍法が施行された。その第七則に町村単位の戸籍簿の編成方法について次の様に規定されている。

区内ノ順序ヲ明ニスルハ番号ヲ用ユヘシ、故ニ毎区ニ官私ノ差別ナク臣民一般番号ヲ定メ其の記スニ何番屋敷ト記シ編成ノ順序モ其ノ号数ヲ以テ定ルヲ要ス

これによって番数は屋敷地(田畑は除く)で一人が持っている一か所の土地について一つの番号を定めることになった。明治維新前には、宅地に地番号はなかったとされている。屋敷番号(表示は〇番屋敷)はこの戸籍法に始まり、現在の住居表示と似ているが、古名である「字」名を冠しているところが異なる。この屋敷番号は役所からの御触書の回覧順序で付けられたのではないかと思われる。田畑については検地の際既に付けられていた(検地帳の記載順序)。

つまり、この法律による所在地を示す屋敷番号は土地ではなく、その「家」に対して付けられた番号である。

然し、明治19(1886)年の戸籍法の改製によって屋敷番号から土地に付けられた「地番」に変わることになる。

参考資料 環濠と河崎 その河川利用の一例 細谷公大 河崎まちづくりフォーラム

旧法(親族/相続/戸籍)の基礎知識 大里知彦 榊テイハン

## 地租法と土地台帳の整備

### 田租・貢租

「大化の改新」により成立した律令国家が、唐にならって採用した租税制度「租庸調」のうち「租」即ち田畑(口分田)の収益を課税物件とした租税を田租・貢租という。

即ち、口分田と言われる日本古来の班田収授法に従って、耕地を農民各個人に終身貸与してその見返りとして直接耕作者である農民から生産物をもって徴収した所謂年貢である。

大宝令・養老令の班田法では6歳以上の男子には2段、女子にも男子の3分の2の1反120歩、奴婢のうち奴に240歩、婢に180歩を授与した。死ねば収公の規定があった。

有名な太閤検地により田圃の生産力を石高(玄米)であらわし、その石高に応じて年

貢を課すこととされ、検地帳に田圃の直接耕作者を登録し、租税負担の義務者とした。  
この物納は村請により村単位で一括して行われた。

検地帳の主な目的は土地の所有者別の農耕者からの年貢の算定であるためか、土地の特定はなされていないのは物納が村単位であったためか。その為所在地の表記は「小字名」どまりである。

参考資料 フリー百科事典「wikipedia」

## 地租法の改正と田畑永代売買禁止令の廃止

土地の賦課の是非は大名など領主の権限となっていたが、明治4（1871）年の廃藩置県により、又、翌年既に形骸化されていた田畑永代売買禁止令の廃止とともに、地租改正の実施が急がれ、紆余曲折の結果明治13（1880）年に耕地・宅地の改正作業が完了した。

賦課は土地単位で行われ、明治4（1871）年に「地券」（別項）が発行され、土地の所有者（地主）を納税義務者とした。ここで公地公民の思想が崩壊し、土地保有の形態が個人の財産として流通や担保の対象となった。土地の表示が重要になってきた。

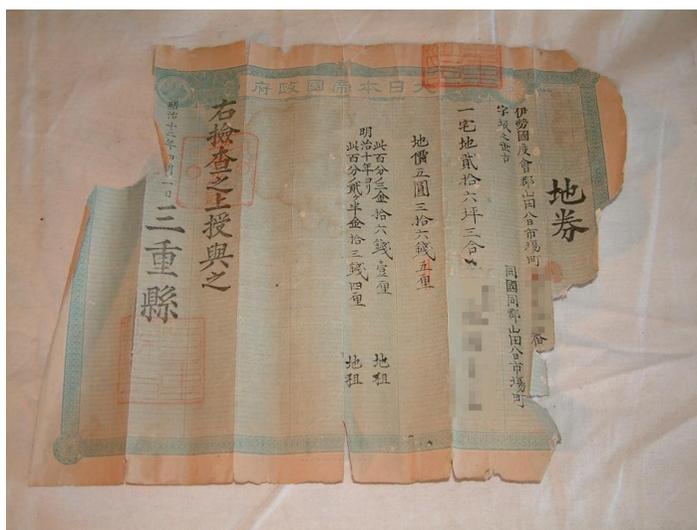
納税が生産物による物納から土地単位の金納に変わり、個人の財産として所有が認められ売買も認められるようになった。

従って、**宅地、田畑を問わず土地の所在地の特定が非常に重要**となった。

参考資料 フリー百科事典「wikipedia」

## 「地券」の発行

地租改正の際に行われた測量結果は「地券」に記され、この内容は「地券台帳」に



纏められた。「地券」は土地所有を公証し、納税義務者を表示するものである。

明治17(1884)年には創設された「土地台帳」に引き継がれ、「地券台帳」は、明治22(1889)年に廃止された。更に「土地台帳」は、明治18(1885)年に土地所有を公証するものとして成立した「登記簿」と一元化されることになり、昭和35(1960)年に廃止された。この時、「土地台帳(地券)」に記載されていた**土地の表示に関する記載**(所在、地番、地目、地積)が「登記簿」の表題部に移記された。現在の「地番」の始まりである。

前頁の図は明治12(1879)年4月1日付の現伊勢市八日市場町字坂の世古の宅地の所有者に発行された「地券」の表面である(伊勢市教育委員会ご提供の写真)。全国的に統一された書式である。

『大東文化大学法学部野口昌宏ホームページ』によると裏面には次の様な記載があるという。



裏面上段の記載は、「地券」によって所有権者を公示し、土地の権利証であることを保証するものとして、以下の記載があるという。多分伊勢地区の「地券」も同様であったと思う。即ち、その上段には、

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラズ此券状ヲ有スベシ。

日本帝国外ノ人民ハ此土地ヲ所有スル権利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前ノ所有ト認ムベシ。

日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ベキ権利アル者(注 外国人を除くの意)ニ売買譲渡質入書入スルコトヲ得ベシ。

売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾(すべ)テ其規則ヲ遵守スベシ。若シ其規則ニ因ラズシテ此券状ヲ有スルトモ其権利ヲ得ザルモノトス。

下段には所有者移転による所有者変更の裏書の欄である。  
尚、この裏面は広島県発行の「地券」のものである。

参考資料 フリー百科事典「wikipedia」

大東文化大学法学部野口昌宏ホームページ

## 住居表示の採用

明治の地租法が施行されるまでは、土地の所有に税が掛かるのではなく、その土地からの生産高にかかる年貢制度であった。従ってその土地の石高が定まれば、その土地の場所の特定にはあまり関心がなかった。

戸籍法の制定により「家」の特定のため住所（本籍地）に番号（番屋敷）をつけて戸籍簿の編成の順序をつける必要が生じた。

地租法によって税は物納から金納になり、又土地売買が行われるようになると、隣地との境界を明確にすることが必要になった。そのために「地番」制度が必要になり土地の一笔ごとに番号をつけた土地台帳が出来、現在の土地登記の根幹が出来上がった。つまり土地の所在（所有範囲）を特定する番号が振られた。

この「地番」は徴税を目的とし所有者を明らかにするためのものであり、土地の文筆・合筆などにより、多くの枝番、欠番、飛番が生じ同じ「地番」の家が何軒もあつたり数筆の土地にまたがり所在が分かりにくいという欠点があつた。

そこで、人口が密集し都市化が進み、町の区画も整然とされて来ると、「地番」の分かりにくさを解消するために採用されたのが「住居表示」である。

では、住居表示はどのようにして出来ているかを学習する。

昭和37（1962）年5月に「住居表示に関する法律」が制定された。

その第二条（住居表示の原則）により「住居表示」を行うよう定められている。

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という）につけられる符号（以下「街区符号」という）。及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

私の故郷の実家の住居表示は次の様になっている。

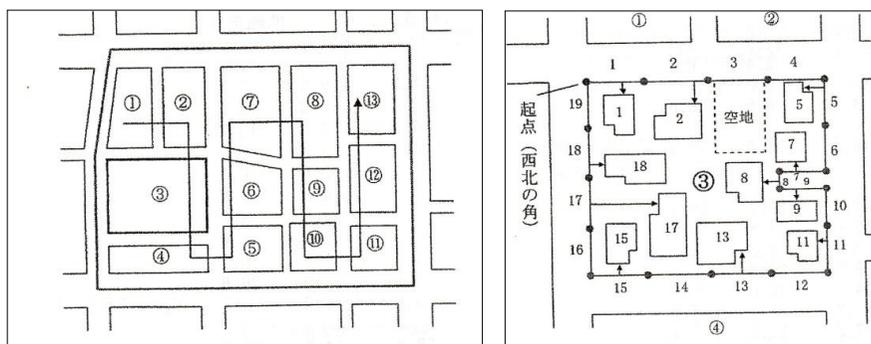
伊勢市船江二丁目22番□□号（街区方式） について考えて見る

船江二丁目 二丁目は町名の一部であり「船江二丁目」が町名である。同じ町名を2つ以上連続して付ける場合は町名に漢数字で「丁目」をつける。従って二丁目を「2」と書くのは間違いである。(伊勢市では住民票や住居表示にはアラビア数字を使用している)伊勢市の場合、基準点(山田地区はJR伊勢市駅、宇治地区は神宮)から近い順に原則として放射線状或いは反時計方向に連続して付番する。

22番 街区符号で公道等によって囲まれた幾つかのブロックの一つに付けられた番号である。隣家は同じ街区符号であるが、公道を隔てた向かいとは違った街区符号になる。伊勢市の場合、付番は原則として基準点に近い街区の角から蛇行式に順序良く付ける。

□□号 住居番号で街区内にある建物に付けられる番号である。居住番号の付け方は、各街区ごとに基準点に近い角を起点として、右回りに10m間隔に区切り、基礎となる番号(基礎番号)を、1番から順に付け、建物の出入口に面する基礎番号をもってその建物の「住居番号」と定める。

この付番順序をモデル化して図示すると次の様になる。(基準点が西北方向の場合)



街区符号の付け方

住居番号の付け方

伊勢市の実際の「丁目割」「街区」の付番順序は後記する。

参考資料 宇都宮市『住居表示のしおり』

### 土地表記の変遷

以上のように我が国の土地表示は、田畑の年貢制度、近代的戸籍法による家(屋敷)制度、地租法の改正による土地の所有権売買の自由化制度、住所の明確化のための住居表示制度等などと変遷してきた。それを時系列的に整理する。即ち、

**明治以前** 検地制度による田畑の場所（現地での復元は不可能）、農耕者名、面積、上田・下田等の石高などを表示した。

**戸籍法の制定（明治5年）** 戸籍の編成順序として「家」の住所に屋敷番制度を設けた。△△番戸、〇〇番屋敷と呼ばれた。

（明治19年）登記法の公布により土地一筆ごとにその土地を特定する番号（地番）が定められたため、本籍表示が屋敷番から番地（地番）に変更（土地名の表示については登記法に統一された）。

住居表示が実施された後の本籍地は、**新町名＋従来の地番** 又は**新町名＋街区符号**で表示される（住民の選択）。

**登記法の制定** 登記法の公布により土地名の表記は統一され、住所、戸籍の本籍地、徴税、土地の登記など全てに「地番」が用いられた。住居表示が実施された地域でも従来通りの「地番」が使用されたり、法務局が独自に番号を付けて「不動産地番」として、**新町名＋新地番** で表示される。

住所が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号となっている場合は従来の地番とは全く違う番号になっている。住所が〇〇市〇〇 〇丁目（或いは丁目のない場合）〇〇番地〇〇となっている場合は従来の地番と一致している場合が多い。

**住居表示法の制定** 昭和37（1962）年に「住居表示に関する法律が」制定され、伊勢市河崎・船江地区でも昭和41（1966）年10月25日付三重県告示第789号で住居表示が実施された。これはその家の住所を示すのみで、戸籍の本籍地（旧地番）、土地登記の場所（新地番）とは異なる。

即ち、住居表示の実施により、所在地（土地）表示は3本立てになり夫々その用途に応じ機能している。

## 町名・字名の変遷

### 船江町の古名

「伊勢国度会郡」という地名が出てくるのは何時頃かと調べて見た。『三重県度会郡御蔭村調査報告書』には大化2（646）年（奈良時代前期・白鳳時代）にその名が始まったという。律令制による公地公民の思想による地方行政の制度として「令制国」を設けその下に「国群制」が執られることになり、この地は「神群」という形で、半ば自律的な行政単位として、「伊勢国（令制国）度会郡（評 こおり）となり10郷に分けられたという。この「令制国」「国群制」は明治初期まで、日本の地理的区分の基本であった。

我が「船江町」は14世紀南北朝時代の村里の名として「船饗村」と『光明寺舊記』に記されているという（宇治山田市史）。これより更に遡って平安時代末期の永歴2（1161）年2月21日の佐伯氏命子畠売券に「箕曲郷下船饗村字三角畠」（場所不明）の地名が見える（光明寺古文書）という。

又、船江村という呼び名に対して、『吾妻鏡』治承5（1181）年1月21日条には「熊

野山悪僧等、去五日以後乱入伊勢志摩両国、合戦及度々、…………相逢干船江辺防戦」という記述がある。

康正3（1457）年の畠地売券（光明寺古文書）に「度会郡箕曲郷船江河崎字松崎」、郷帳類は「山田枝郷」として村と記すが「三方会合例書」などは「船江町」と記す。

寛保元（1742）年2月5日『山田惣絵図』（模写 口絵参照）には「舟江町」と表示されている。

山田は室町時代の末（16世紀後半）に十二郷に分けられたが、河崎・船江はやや遅れて十二郷の一郷となった。

即ち、幕末期のわが故郷船江町の住所は次の様に表示されていたと推測する。

伊勢国度会郡山田箕曲郷（下）船江町（旧名 船饗村）〇〇番屋敷（改行）字前町

参考 伊勢国度会郡山田八日市場町〇〇番（改行）字坂之世古（明治12年三重県発行の地券から）

参考資料 三重県度会郡御薮村調査報告書 三重大学教育学部地理学研究室

宇治山田市史 宇治山田市

フリー百科事典 Wikipedia

## 大字の誕生

現在町名となっている地名は、かつて「大字」で示された地名である。「字」という名称は比較的新しく明治21（1888）年に制定された「市制・町村制」の実施に始まる。その際公布された内務省訓令「第352号・町村合併標準その他に関する訓令（第6条）」に次の様に規定している。

合併の町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ。旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得

つまり、新たに決められた行政町村に対して、幕政町村（幕藩体制下から続いてきた最少組織）を「大字」として其名称を残してよいということになった。「大字」という用語は明治22（1889）年4月1日に登場した。

この訓令に示されている旧町村とはどのようなものなのか。明治9（1876）年5月18日付内務省議定（地所名商区別細目）に次の様に規定されている。

1. 村ト称スルモノハ群中ノ区分ニシテ字ヲ轄シ農民ノ部落ヲ為スモノナリ
1. 町ト称スルモノハ群中ノ区分ニシテ商民ノ市街ヲ為スモノナリ 字ヲ轄スルコト村ニ同シ
1. 字ト称スルモノハ村町中ノ区分ニシテ数十百筆ノ地ヲ轄スルモノナリ

さて、この「市制・町村制」により山田はどのような町村名になったか。

新しく生まれた行政町である「宇治山田町」は度会郡宇治郷の一部と同郡山田十二郷の一部の古い村々で構成されていた。そして、幕藩村として「宇治山田町」を構成する「大字」となった。

宇治・山田が市制・町村制へ移行するに当たり市町村名を選ぶに当たって種々紛糾の末、「宇治、山田共ニ往古ヨリ称スル著名ノ冠名ニ付、両称ヲ合セテ宇治山田ト撰定ス」ということで、「宇治山田町」として発足した。即ち「度会郡宇治山田町」の誕生である。

さて、「大字」は基本的には藩政時代から明治の市制・町村制まで存続した町村（藩政町村）であり、新たな町村制におけるかつての町村の合併により出来た「行政町村」と区別するために、従来の「藩政町村」に「大字」の名を冠することになった。従って、藩政町村が他と合併することなく単独で町村制を施行した町村には「大字」がなかった。

明治維新前の宇治山田町の小字名が『宇治山田市史』に記されているが、船江町の分を適録すると次の通り（その後統合変遷がある）。

西町、丸島町、曲屋世古町、畑中、田中・剃刀世古町、築地町、七軒町、天神浜町、天神町、上之町、今在家町、新道町、かかり屋町、奥町、願成寺世古町、前町、浦町、越坂寺町

即ち、私の故郷の住所は

三重県宇治山田町大字船江町字前町371番地の5

となった（番地は私の記憶）。

その後、明治39（1906）年9月1日に市制施行により宇治山田市に  
昭和13（1938）年9月20日に大字名の変更により大字の表記を省略  
昭和30（1955）年1月1日に市名変更により伊勢市となる。  
その結果、私の故郷の住所名は次の様になった

三重県伊勢市船江町字前町371番地の5

となり、多分住居表示が施行されるまでこの住所名が使われて来たのではないだろうか。

参考資料 住所と地名の大研究 今尾恵介 新潮社  
宇治山田市史 市史編纂委員会

「小字」は消える

「大字」とは明治の市制・町村制により消滅した江戸時代からの古い町村名を引き継いだもので、「小字」とはその「大字」を構成する細かい集落や耕地を指す地名である。「小字」は耕地、山林、採草地などといった経済的な土地のまとまりを単位としていることが多い。その名称も土地の住民が通称していた地区名が起源であったりして、その地区の生い立ちを示している場合が多いと言われる。然し、「小字名」は殆ど残さ

れていない。今後どれ程これに迫ることが可能か自信はない。

「小字」の地名は古くは平安時代の荘園文書に見られるというが、太閤検地以後普遍的に使用され、必要に応じ整理され記録されるようになったという。検地帳、水帳等に一笔ごとに記載され「小字」単位に整理されていた。

不動産登記における土地の表記は 自治体(市町村)―大字―小字―番地の順に並ぶのが通例であるが、都市部ではかつて「小字」が存在していても消滅していることが多い。

地番を「小字」単位で起番している地域では地番の識別のために「小字」は必要であるが、「大字」単位に起番している地域では地番の識別に「小字」は必要としないことから「小字」が存在していても行政上廃止していることが多い。我が船江町もこの類であり「小字名」は使われていない。

参考資料 住所と地名の大研究 今尾恵介 新潮社

### 「地番」と「小字」の運命

旧山田も地番は「大字」単位で付けられていた。明治12(1879)年に発行された八日市場町の「地券」(4ページの写真参照)によると土地所在地は

伊勢国度会郡山田八日市場町〇〇番  
字坂之世古

となっており、地番は「大字」単位で付けられている。「小字」は参考地名であったといえる。

「字名」はその土地の生い立ちを表すことが多く古くから伝えられてきた。然し土地の場所が特定出来る「地番」の歴史は明治期に始まったと言ってよい。

「検地帳」の整理番号はあったが、等しく土地を特定する「地番」は明治5(1872)年に始まった「地券」の発行「地券台帳」の整備以降である。明治6(1873)年の「地租改正条例」により一笔毎に例外なく「地番」が付けられることになり現在に至っている。

その際、「地番」はどのようにして付けられたか。「地番」の初めである「1番」をどこにするかは全国的に特に定められてはおらず各々の町村で異なっていたという。

古代の条里制の土地の単位「坪」の番号は北西から南へ「六の坪」まで行ったら折り返し北上する。これを3往復して「三十六の坪」で終わる。これを「千鳥式」といい我が国の地番の付け方の基本となっている。現在の住居表示の「街区」番号の付け方もこれによっている。何故「千鳥式」になるのか。「1番」を決める規則はなかったが、「地番」の付け方には規則があった。

『地租改正ニ付人民心得書』(熊谷県、現埼玉県)

番号ノ儀ハ……一村所属ノ地ハ地所ノ種類ニ不拘、地押順ニ一筆限番号ヲ可申事

「地番」は地押（測量）の順に付けると明記されており、自ずから「千鳥式」に「地番」が付けられることになる。

「地番」の付番方法には「一村通し」と「字別付番」の2通りある。「一村通し」は「大字」毎に通し番号を付けるのに対し、「字別付番」は「小字」毎に付番するため「小字名」は省略出来ない。

伊勢市の場合は「一村通し」であるため「小字」名が消えても土地の特定に何等の支障も生じない。その為「小字」は最早消滅してしまった。

参考資料 住所と地名の大研究 今尾恵介 新潮社

### 住居表示の施行

更に 昭和41（1966）年11月1日から施行された住居表示によって「小字」は完全に消滅してしまった。地番の表示も従来とは全く変わってしまった。

三重県伊勢市船江二丁目22番〇〇号	(住居表示)
三重県伊勢市船江二丁目20××番地	(戸籍本籍地 地番表示)
三重県伊勢市船江二丁目20××番	(土地登記 地番表示)

これが現在の住居表示と地番表示である。これでは郵便配達や救急車にとっては至極便利であろうが、この地域の地名が放つ情感が全く断ち切られてしまっている。又明治から続けられて来た「地番」も消えてしまっている。

「字」「小字」或いは「小名（小字を構成する地域の地名）」はその土地の成り立ちを表していると思われる。その意味では**貴重な文化財**であるから、その収集・保存は必要と思う。どこまで迫れるか分からないが、迫ってみたいと思う。

例えば明治町村制以前の古くから伝わる地名に「町」という字のついたところは農耕地であったと思うがよいと言われている。「町」という字は農耕地（田の字）の境界に釘（丁の字）の打たれた「あぜ道」のことではないか。「広町」なら広い耕地、「反町」なら焼畑（そり 焼畑のこと）といった具合であるというのが今尾氏の見解である。

参考資料 住所と地名の大研究 今尾恵介 新潮社

### 「丁目」「街区」の出現

住居表示によって誕生したのが「丁目」「街区」である。元々1町は60間、109mのことである。東京銀座のように当初の「丁目」は通りに沿って細長い町並みであったため略60間で区切られ、「丁目」としての意味があった。住居表示が実施されると、1町を単位とする細長い区分けは不都合になり、広域の町を面で区分けするプロ

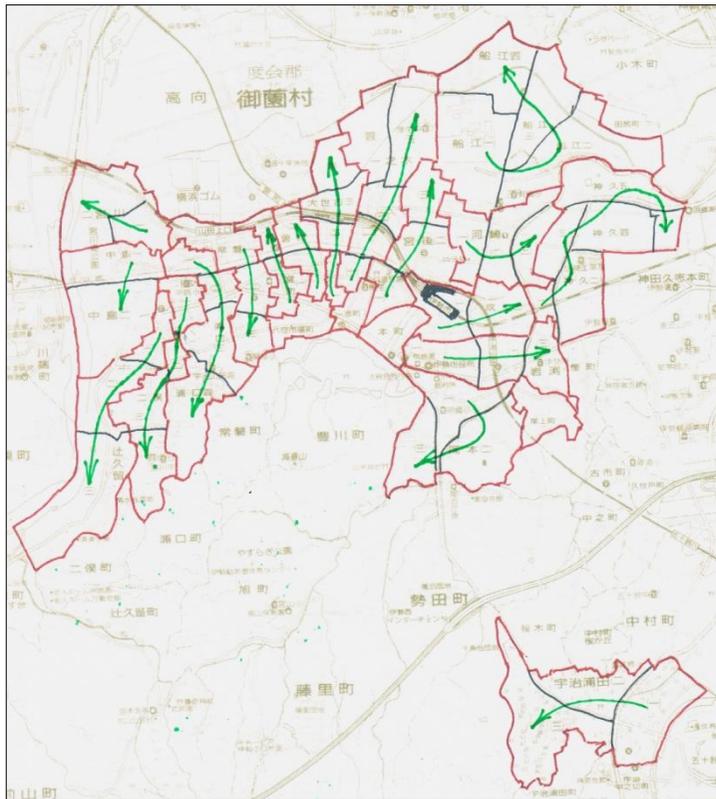
ック分けの「番号」として「丁目」が用いられるようになった。住居表示法が実施された昭和40年代以降本来の長さを表す「丁目」の意味は薄らいでいった。

ではこの「丁目」の起点、つまり一丁目はどのようにして決められているかを調べて見る。

東京都は『東京都における住居表示の実施に関する一般的基準』によって、「都心を皇居と定め、放射状の町は都心に近い点を起点として放射状に進み」と明確に定めている。町（旧大字）が広域で「丁目」がブロック割の単位になっている場合は町名の一部となる。又、街区符号は同じ基準点から蛇行させるのが一般的なやり方である。

その場合基準点をどこにするかは都市ごとで異なる。起点として、市役所、JR或いは私鉄の駅、主要国道と河川の交点など様々であるが、従来の地番とは全く関係がないのは各地共通である。伊勢市の場合、何を起点としてどの様な順序で「丁目割」進められているのだろうか。伊勢市役所戸籍住民課の堀畑氏に伺ったところによると、山田地区はJR伊勢市駅、宇治地区は神宮（内宮）を基準点として、「丁目割」が基準点からみて放射線状の場合は基準点に近い方を起点として放射線状に連続して付番し、放射状に並んでいない場合は基準点により近くから連続して付番出来る「丁」を選んで一丁目として「丁目割」を行っているということである。

これを図示すると下図のようになる。





常盤一〜三丁目（常盤町は含まず）、中島一・二丁目、吹上一・二丁目、二俣一〜四丁目（二俣町は含まず）、船江一〜四丁目、本町（丁目割なし）、宮川一・二丁目、宮後一〜三丁目、宮町一・二丁目、八日市場町（丁目割なし）

参考資料 住所と地名の大研究 今尾恵介 新潮社

宇治山田市史 市史編纂委員会

### 船江町の小字について

『宇治山田市史』によると、明治維新前に於ける宇治山田の船江町の「小字」は次の通りであるが、現在の私の知識ではその場所を特定できない「小字」がある。

西町、丸島町、曲屋世古町、畑中、田中・剃刀世古町、築地町、七軒町、天神浜町、天神町、上之町、下之町、今在家町、新道町、かかり屋町、奥町、願成寺世古町、前町、浦町、越坂寺町

明治以降住居表示が実施されるまで続いた「小字名」は次の通り（『宇治山田市史』）。

流江（神久〜移籍）、築地、西町、天路（アマジ）、前町、新道、狐垣内、濱田、横枕、釣瓶、甘露地、高木、溝畑、出口、的場、林、柳原、藤郷、檜尻、象野（ショウノ）

「小字」の変遷も人々の生活の移り変わりを物語っていると思われる。今後の学習の課題であるが少しこれに迫ってみる。

### 船江町の小字名と地名の由来

このテーマはなかなか難しい。何故なら日本の地名には漢字をもって「当て字」したものが多く、又「佳字」が用いられていることがあり、意味が分かりにくくなっているからである。

従って、地名の由来・本来の意味を考えるためには、

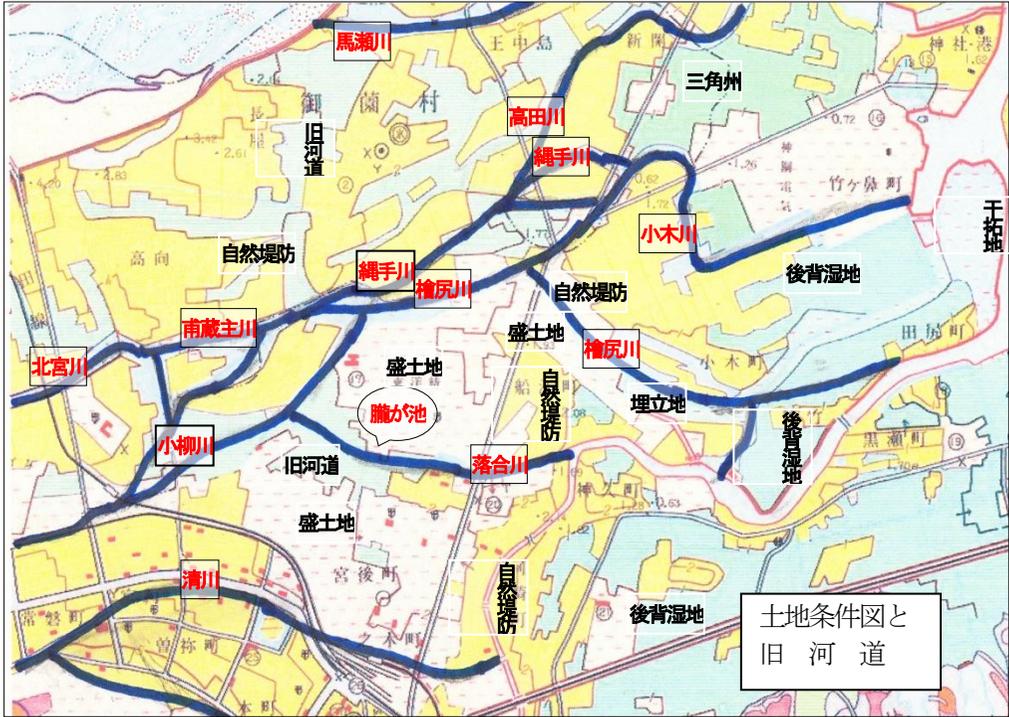
1. 幾つかの同類の地名を調べて比較する。
2. 地図上や現地で土地柄を当たってみる。
3. 方言にその様な言葉がないかを調べる。
4. 歴史や民俗に関係のある意味がないかを調べる。

等が必要である。

大多数の地名は、方言又は地名の共通語によって表現された土地の環境的な性質に従って命名されたものであると言われている

この観点から「小字名」の由来などを調査したい。然し、その地名が命名された時期が何時であるかは確かではない。

先ずその手始めとして、船江（町）という大地が宮川の氾濫原を経てどの様な形で形成されたかを国土地理院の『土地条件図』に、比較的遅くまで残った旧河道を記入



してみると上図のようになる。

上の図に示した地域は『宇治山田市史』に曰く「若し大雨日を連ぬる如き時には、本支流の氾濫によって、この邊一面泥海と変じ、高地数か所を除く外は、安居すべき所の無い有様であった」と。

船江町とその周辺地区は宮川から勢田川・五十鈴川に向かう氾濫流によって運ばれた土砂によって生じた微高地（自然堤防）と湿原で構成されていた。

御蔭町地内は比較的早くから氾濫流によって河道を塞ぎ広大な自然堤防が生じた。高向遺跡が数少ない宮川右岸の遺跡として発掘されている。この集落は奈良時代から室町時代にかけて高向郷の官衙的性格を持っていたが、楠蔵主川から分流した縄手川が高向郷と箕曲郷の郷境となっていたため、その支配力は箕曲郷船江村にはおよんでいない。八間道路から西側は広大な旧河道が湿原で何時の頃かは不明であるが盛土地となっている。船江の中心的な集落は八間道路と勢田川にはさまれて出来た自然堤防に生まれた。河の名前のついた比較的最近まで残った河道を青線で示した。

以上の地勢を考慮して船江の小字名を検討する。但し命名された時代を特定することは私の今の知識では出来ない。

### 1. 檜尻川の両岸

小字名	丁目	地名の由来。意味	土地条件
象野	4	象（ショウ）、沢（ジャク）沼（ショウ）等字音による地名（当字）。野の異体字の埜は林のある野原。元の意味は沢又は沼地で、藪と葦や水草の茂った湿地で	氾濫原、旧河道、自然堤防。主に藪、田、畑

		あったのではないか。	
檜尻	4 3	(ヒ)は樋で水を導く水路。(キ)はキハ(際)の略。水路のほとりという地名か。(ヒ)に檜が当てられたのは、ヒノキの植生(藪)があったことを示すか。尻は尽き果てる所を意味する。その昔、象野、檜尻地区は旧河道に囲まれ、檜尻は下流側の末端にあったか。	氾濫原、旧河道 一部盛土地、藪、 田、畑
藤郷	3	淵(フチ)の濁音化。川べりの平地の淵。『和紙図』には檜尻川の川幅が広く、柳原にかけて中州が画かれている。	氾濫原、盛土地、 田、主に畑
柳原	3 2	(ヤナ)築は魚をとる仕掛け。川の瀬などで木竹をうち並べ、その一部だけあけて、流れてくる魚をとる築漁法に因んだ広い野原の地名か。	氾濫原、盛土地、 田、主に畑
溝畑	4	溝は両側を木や石で組んだミゾのこと。溝が皿(ミゾ)の当字とすれば、田畑の外枠をなすミゾのこと。『和紙図』によると、檜尻川から引き込んだ用水路があり、溜池も見られ、用水路の発達した水田に由来する地名か	氾濫原、盛土地、 主に田。藪、宅地
出口	3	井手口の略系。田の水口、用水の取り入れ口に因んだ地名か。『和紙図』によると、檜尻川の川岸に護岸と取水口が完備。隣接地は新道(宅地)	氾濫原、盛土地、 主に田、畑、宅地
的場	2	地名辞典では弓を射る場所、広場、狩場などに因んだ地名とされているが、地勢的に見て(マト)に鵠(くぐい、白鳥、まと)を当てると白鳥等の飛来地であったことに由来する地名となるか。アザ林とともに開拓の遅れた干潟だったか。	氾濫原、盛土地、 後背湿地、田、畑 (干潟)
林	2	地名辞典では「拝志」とは開墾・水利が困難なため林地として残した原野をいう。然し、『和紙図』からは、むしろこの地区は三方を檜尻川の旧河道と勢田川に囲まれ、又その全周は護岸で囲まれており干拓地ではなかったか。現在も存在する樋門・排水機場や水路等がその名残である。(ハヤ)鮪・(シ)刺の文字を当てると淡水魚「はや(うぐい)」の刺網漁をしていた漁場であったことを示す地名でもあるか。 (ハヤシ)→(ハイシ) 拝志(神の森・林)→林。	氾濫原、旧河道、 盛土地、(干潟・干 拓地)。田。漁場。 (『和紙図』では現 在のアザ田尻と陸 続きとなっている。 川尻先端部は 未開拓地となっ ている)。

檜尻川左岸(北側)の地域は、『山田惣絵図』(寛保元(1742)年)には山田領には画かれていない。この地図は寛文の大火(寛文10(1670)年)以前の絵図の写図ということである。

この地域の往古の地勢は『宇治山田市史』にいう、大雨日が続いた時、本支流の氾

濫によって、この邊一面泥海となる旧河道・湿地であり、高地数が所を除く外は、安居すべき所の無い有様であった所から土地の開発や居住は遅れていたと思われそれが地名にも表れている。

象野・檜尻の北側には箕曲（水曲）郷と高向郷の境をなす縄手川があった。川幅の広がった檜尻川の左岸（北側）が船江領になったのは、宮川から勢田川に注ぐ広大な旧河道（縄手川）がこの地域と高向郷や小木村との間を隔てていたからだろうと思う。

何れにしても檜尻川の両岸地域は旧河道の埋立と湿地の盛土工事によって農業地として開拓されたと思われる。

特に林、的場両地区は塩入（塩害）を防ぐため長大な堤防を築き、干拓をして田園を開拓していた跡が窺える。

## 2. 西部平地部

小字名	丁目	地名の由来。意味	土地条件
高木	1 4	上代の塞をいう。（タカ）に「罌」を当てると、鬱罌（ウツルイ）は神茶（シント）とともに悪鬼をはらう神の名という。後に門に二人の絵を画いて門神とする。境界を守る道祖の信仰となり、旅行安全の神となる。（キ）は場所を表す接尾語。往古の船江の立地から北方の境界だったと思われる。新道を経て船江の集落への入り口でもあった、この地区は盛土されているため道祖神石像などそれを証明する根拠はない。	汎濫原、盛土地、墓地、主に畑 『山田 鰻図惚絵図』によると大湊、神社地区と山田中心部を結ぶ3往還の分起点。
甘露地	1	（カムロ）と読み「禿」を当てると禿地のことで、汎濫原のままの荒地であったか。全域盛土されているので古道も消えている。	汎濫原、旧河道、盛土地。『和紙図』では畑。
釣瓶	1	この地名は川沿いの地に多く、水路のあった低地のこと。この辺りは小柳川から分流し臈が池、落合川に続く水路があった。往古は一之木、宮後の一部に跨る大旧河道。 『宇治山田市史』の記述「古名「津の邊」の訛音（光明寺舊記 文政4年7月22日 田地古券に「在所箕曲郷津邊村（又号小江）字法道社前」とある。法道社は今の船江上社即ち古の河原淵社。小江は臈が池が入江たりし時の称」。	汎濫原、旧河道、主に田。一部畑。居住地少々。  （注：文政4年は1821年。明治元年は1868年。
横枕	1	田畑の字名に多い。開拓が終わり地割をする際、地割の都合上幹線に併行して割ることの出来ない所と言う。『和紙図』では曲線の道に囲まれ字内に曲線道路があり田畑の畔の方向が一定していない。東西に走る幹線道路が開拓以前に存在していたか。	汎濫原、一部自然堤防？ 盛土地 主として畑。田。

大湊・神社地区から檜尻川を経て山田領へ入る古道は高木の地内から3経路に分かれて中心部へ繋がる。この地域は船江(町)の真ん中を南北に貫く八間道路の西側で、その全域が盛土して開拓された大湿地帯であった。この地帯は北は檜尻川から南は宮後町JR伊勢市駅に及ぶ範囲の一部である。宮川氾濫原の主流をなす地域でありこの水流が、船江(町)の中心集落地である東部の自然堤防地帯を生んだと思われる。

寛保元年の『山田惣絵図』によると、高木から甘露地を経て大湊・神社方面と山田の中心部を繋ぐ驛道が画かれている。高木・甘露地は殆ど全域が盛土されて、旧東洋紡績となった為旧古道は盛土の下に埋もれてしまっている。

『伊勢市史(文化財編)』によると、檜尻口、大湊道、神社道の三叉路(新開地区)に道標が建てられていたという(道標は神社港公民館の前庭に保存されている)。私は未だこの道標を確認していないが、この地点に一本松と一里塚があったと記憶していたがこの道標は一理塚ではなく三叉路の道案内である。後日現物を確認したい。『伊勢市の石造遺物』(伊勢市教育委員会)によると、この道標の刻銘は次の通り。

左面 左大みなど道  
 正面 さんぐう道 (私の注 三叉路の船江側)  
 右面 右かみやしろ是迄十六丁四十八間 (私の注 約1,770m)  
 裏面 明治十九年六月十日 神社港道更築竣工  
 角柱型 花崗岩 高さ250cm幅35cm奥行30cm

### 3. 中部平地部

小字名	丁目	地名の由来、意味	土地条件
狐垣内	1	垣内とは有力者が占有する土地にその被保護者が許されて住み且つ耕作する小区画の地のことをいう。家の周りに竹を多く植え要害に宛てた。広大な竹藪の中に稲荷が祀られていた。稲荷(とうか)は屋敷の鎮守として祀られる(金剛寺藪)。	氾濫原、一部自然堤防。盛土地。竹藪。田。畑。宅地。
	3		
濱田	1	水際に沿った平地。アザ釣瓶から続く臈が池から落合川を経て勢田川に注ぐ水系が、かつてこの字の中央を東西に貫流していた。『宇治山田市史』の記述に「南北に通ずる小溝は昔大きい入江」とある。字域の大部分が盛土地となっている為古い地勢は分からないが、多分旧河道の低地であったか。船着場があり勢田川から舟が漕上していたか。	氾濫原、盛土地、旧河道。田。
	2		
	3		

檜尻川両岸・西部平地部の様に地勢を表す古語に漢字を当てた地名と異なり、この地域は自然の地勢を表す地名ではなく、住民の生活の様子や開発の結果から付けられた地名の感じがする。中心的集落と未開地の間に存在する地域であった。

『伊勢市史(中世編)』は、「公文筆海抄(三重県史明収)」を引用した次の記述がある。

「依請、以件新開田并常々潮入、号船江新御菌、為不輸神領、可令備進二宮御贄、…」つまり船江新田は海水が流入する低湿地であるため、祭主が神税免除をしていたとある。『市史』は新田の寄進者や場所を特定していない。然し船江には御園が存在していたことを物語っている。神宮神官が奉仕料として未開墾地を与えられ新田開発が進められたと言われている。

『伊勢神宮の祖型と展開』（桜井勝之進）によると、鎌倉時代初期の建久5（1194）年、荒木田権禰宜の長子定満と引き続きその子仲満は船江長官と号した。当時船江は箕曲郷に属する農耕地帯であるから、新田開発とも関係があると考えられると述べている。

ではこの新田（船江御園）は何処か。私の勝手な憶測では、檜尻川（旧河道）の両岸地区、及び濱田を中心として、高木、甘露地、釣瓶などの船江地区の農耕地全域に及ぶ氾濫原域に開拓された地帯ではないだろうか。何れの地帯も勢田川の海水の遡上が考えられる。

今後の学習テーマである。

#### 中心集落（自然堤防地帯）

小字名	丁目	地名の由来、意味	土地条件
新道	2 3	新しく切り開いた道のこと。アザ天路の七軒町より檜尻橋に至る道路。寛永年間の『山田総図』には画かれていないが、寛保の『山田惣絵図』では前町迄でそれから北は縄手として画かれている。	自然堤防、宅地。 集落化される以前は田畑だったか。最も遅く集落化されたか。
前町	2	明治町村制以前の古くから伝わる地名に「町」という字のついたところは農耕地であったと言われている。按ずるに船江は河崎から徐々に北に延びた集落であろう。従って新道沿いに集落化される以前は農耕地の前面にある字として地名が付けられたのではないか。	自然堤防、宅地。 船江の古くから開けた集落の中心地のひとつ。幹線道路が通じている。
天路	2	『宇治山田市史』の記述「古く天神祠を祀り社前に禊場もあったという天神ヶ浜という地名の字があった。その他、裏町、七軒町、上町、下町という字が含まれる。これらの小地名を私の知識では特定出来ない。『和紙図』では、新道の起点（七軒町?）に菅原神社（?）がある。天路は天神に由来する地名か。	氾濫原の微高地、主として宅地、田、畑。南北の自然堤防集落を繋ぐ要衝。
西町	2	『宇治山田市史』の記述「堀留、田町、剃刀世古の一部を包含。堀留は舟行の便の為に大溝を堀り此処にて止めたによっての名。今は埋め立て平地とした」。築地とともに最も早く開けた集落。東の集落築地に対して西町という地名になったか。この「町」は田畑の意味ではなく所謂「マチ」を意味する。	自然堤防、宅地、盛土地。臈が池から落合川を経て勢田川に通じる旧河道の南に面し、河崎、船江中央部へ

			の舟運の要衝。
築地	2	『宇治山田市史』の記述「慶長年中に勢田川岸に築土した所」。(慶長年中とは1596~1611年)	自然堤防、宅地。前町、西町とともに住宅専用地。

この地域は船江(町)の中心的集落で、河崎(町)の発展に伴って出来た地域で当初から地名は漢字で付けられた。

古代の山田は神宮を中心として、歴史が綴られており当時として河崎・船江は門前町の北の僻地という感が強い。船江の地名が古文書に表れるのは平安時代末期永暦2(1161)年の佐伯氏命皇売券(光明寺古文書)であり、時代は遡れないが、12世紀以前の古い時代から土着の人々が営々と悪条件の氾濫原地帯の開拓に勤しんでいたことが想像される。それを組織的に推進したのが荒木田定満達であろうか。

又『吾妻鏡』には源平の争乱時の治承5(1181)年に熊野山の僧徒が伊勢・志摩の海浜を襲う事件があり、船江の地が戦場になった。その地が何処であるか比定は出来ないが、勢田川から船で遡上して戦場となりそうなどこと言えば、中心集落地が濱田辺りが候補地として挙げられるのではないだろうか。

山田の自治組織である「山田三方」は15世紀後期に成立し「山田十二郷」を支配した。然し当時は河崎・船江の両郷は重要度が低く「十二郷」外であったが、16世紀に入って「十二郷」に組み入れられた。

又、この地区は大湊・神社地区からの参宮客の往還であった。新道・前町・天路などこの街道に接する町並みには茶屋や食事処などがあったのではないか。私の記憶では、新道(街道名)と新紺橋へ通ずる街道の三叉路(旧間宮紺屋)附近に道標が立っていた。今は通り抜けの道が出来たため、この道標は何処かに移されて立っているのではないだろうか。何れ確かめてみたい。

参考資料 宇治山田市史 市史編纂室

地名の語源 鏡末完二・明克 角川書店

地名用語語源辞典 楠原佑介、溝手理太郎 東京堂出版

地名の研究 柳田國男集第10巻 筑摩書房

宮川下流域、諸河川の歴史探訪 勢田川惣和木門会

南勢バイパス埋蔵文化財調査報告 三重県埋蔵文化財調査報告書18 三重県教育委員会

伊勢市史(文化財編) 伊勢市

伊勢市の石造遺物 伊勢市教育委員会

伊勢神宮の祖型と展開 桜井勝之進 図書刊行会

「公図」に就いて

絵図から地図へ—公図

繰り返しになるが、かつて、土地の大部分は農地であり、領主、支配者は農民から

年貢、地租を徴収して財源を賄っていた。太閤秀吉が大規模な検地(太閤検地)をしたり、徳川吉宗が享保11(1726)年に大規模な検地(享保検地)を行ったのは、いずれもこの地租徴収のためであった。

この享保検地の際に「検地帳」が作成された。これには、土地の所在(字名、地番)、土地の等級(上、中、下)、面積、所持者が一筆(一行)で記載されていたので、その後一個の土地を「一筆」と呼ぶようになったということである。

江戸幕府は藩に命じて「国絵図」を作成させ、村も各自に「村絵図」を作成したところがあるが、いずれも道路、河川などを俯瞰した、大雑把な見取図であった。

また、江戸時代の検地の際には地番を入れた「地引絵図」などが作成されたが、これらも現地復元力のない、見取図的なものであった。

日本において土地の近代的所有権が確立したのは、明治維新後である。明治4年廃藩置県が行われ、明治5年、土地売買の自由が認められ、官有地、私有地などに「地券(壬申地券)」が発行された。この地券は一筆の土地ごとに発行された。この地券発行は地租制度改正のためであり、明治6年、地租改正の太政官布告がなされ、全国的に土地調査と地価の確定がなされた。当時、私有地の8割は農地であり、一筆ごとの地押丈量(測量)が行われ、市街地の宅地についても地券が発行され、明治14(1881)年にこの事業は終わった。

この地租改正に伴う地押丈量には農民の抵抗があり、現実に騒擾が頻発したので、政府は地押丈量をほぼ人民に任せ、官は補充的検査をすることとどめた。精度が悪いのはそのためである。

この地押丈量においては一筆の土地の位置、形状、地番、面積を記載した「野取図」または「一筆限図」が作成され、これを字単位に連合した「字限図」、村単位に連合した「村限図」を作成し提出された。

これら三種類の絵図は「野取絵図」または「字図」と総称され、土地台帳制度における地図、すなわち「公図」の原型となった。曲がりなりにも「絵図」から「地図」へと進化した。

当時、農地の測量は全土地について行われたのではなく、一字数力所行われたに過ぎず、あとは歩測、目測であった。しかも、測量方法は十字法、三斜法という原始的なもので、誤差が30分の1までは許容された。宅地の測量は農地よりは多少良かったが、山林原野は殆ど実測されず、目測、歩測に頼った。

明治17(1884)年、新たに土地台帳が課税台帳となり、役場がこれを管理するようになった。この台帳には付属地図を備え付けることになった。しかし、前記「野取絵図」は粗雑なものであったので、明治18(1885)年から22(1889)年にかけて、絵図の更正がなされ(実際に更正のための実測をしたのは山口県など5県で、ほかは必要に応じて更正し、全国の約3分の1の土地に止まった)、新たに作成された地図は「地押調査図」または「更正図」と呼ばれた。

明治22年、地券制度は廃止され、土地台帳が課税台帳となり(保管者は府県庁、村役所)、この「更正図を含む地図」が土地台帳付属地図、すなわち「公図」となった。

戦後の昭和22(1947)年、土地台帳法が制定施行されたが、シャープ勧告により固定資産税は市町村が扱うことになったので、国の行政官署である税務署は土地台帳

事務を行う必要がなくなった。そこで昭和25（1950）年以降、税務署にかわって法務局が土地台帳、付属地図いわゆる「公図」（上記明治18年から22年にかけて作成された「更生図」を含む地図）を扱うようになった。この「公図」のほとんどは「600分の1」又は「1200分の1」地図である。

不動産登記法17条により登記所に備えなければならない地図としては次の3種類がある。

1. 本来の不動産登記法17条地図  
昭和35（1960）年以降法務局が作成した地図
2. 17条地図に準ずる地図その1  
国土調査法（昭和26年施行）に基づいて作成された地図
3. 17条地図に準ずる地図その2

上記1. 2. で不足する明治以降に作成された所謂「公図」。近代的測量法で作成されていないから、測量精度が悪いため現場復元力はない。1/600縮尺の「公図」は隣地関係が表示してあるだけの古い地図である。

伊勢市役所課税課で拝見した際、「公図」という表現を避け「和紙図」といわれていたのは正式の「公図」は法務局に備えられている為それとの混同を避けているのかもしれない。

参考資料 榊山不動産鑑定ホームページ

## 地図・測量の発達

我が国の地図・測量の歴史を振り返ってみる。

### 古代から桃山時代

中国の度量衡や測量技術は、6世紀の中ごろから遣隋使や遣唐使によって我が国に伝えられた。奈良時代前期、大化元（645）年の大化の改新で班田収授法が制定された。

このため、区分された田地の位置を定めるため条里制が施行され、田図や田籍が作成された。麻布（あさぬの）に描かれた白雉3（757）年に作成された『東大寺開田班田図』など十数点の田図が、正倉院御物として現存しているという。また、奈良県明日香村にある橘寺には大化の改新の際に実施された地籍測量の面積基準を示したという一畝（約1アール）の土盛（畝割塚）が今も残っている。

畝割塚は我が国に残存する測量遺跡では最古のものといわれている。境内に高さが60cm程度の四角形の石垣に囲まれ、一辺約10mの角地で、石垣外側での長さは東西方向約10、南北方向約11mになっており、内部には桜とつつじの植え込みがある。

聖徳太子はこれを「一畝」（いっせ、約100平方メートル）と定め、面積の基準として田畑が整理されたといわれている。1畝の10倍を1反（段）、10反で1町とされている。

奈良平城京は明天皇和銅3（710）年に条里制の都市計画により造られた。このこ

とは当時の測量技術水準の高さを裏付けている。正倉院の古文書によると、当時の役所には算師という測量技師の役職があったという。

我が国最古の地図は、考謙天皇天平勝宝2（750）年ごろ作られたという『行基海道図』である。行基は諸国を行脚して仏教を広めると共に種々の土木工事を行ったが、実際に一人で地図作りをしたかどうか明らかではない。

鎌倉から室町へと続く中世には班田制は衰退し、代わって貴族や寺社が所有する荘園制となった。そして荘園の経営管理のため、荘園内の地勢、集落、耕地、道路などを鳥瞰図的に描いた荘園図が作られた。

応仁の乱以後、国内は乱れ度量衡も土地台帳も混乱した。豊臣秀吉は天下統一後の天正17（1589）年全国の検地を発令し、文禄4（1595）年に完了した。検地とは現在の地籍測量に当るものであるが、このとき曲尺の六尺三寸を一間とし、一間四方を一步、三十歩を一畝、さらに十進法により反、町の単位を定めた。文禄4年、検地の結果が編集されて『文禄国絵図』が作成された。

## 江戸時代

### 洋式測量法の導入

江戸時代中期、慶安元（1648）年、長崎の樋口権右衛門（権左衛門尉？）はオランダの医師カスパルより学んだ様式測量術を「規矩元法」と称して門人に伝えた。この測量法は三角法を応用し、コンパスと定規を用いて距離と高さを測り、現地を縮図して地図作成を行う方法である。その後、時代と共にオランダ人を通じ洋式測量術が漸次導入された。

### 江戸時代の地図

江戸幕府は前後4回、国絵図の作成を諸大名に命じ、更にそれを編集して日本全図を作成している。

和算の大家関孝和の門人、建部賢弘は見盤（今日の平板に類似するもの）及び磁石を用いて、諸国の高山などの位置を交会法（地上測量において、距離測定は行わず方向を視準することのみによって目標点の位置を決めるための測量方法、平板測量でもっともよく用いる。前方交会法・側方交会法・後方交会法がある）により求め、『元禄国絵図』を修正しながら編集接合して『享保日本図』を作成した。

寛文年間（1661～72年）には我が国でも地図が印刷されるようになり、そのため、上記の官撰地図のほかにも、民間の日本全図や京都・大阪・江戸などの市街図が数多く出版された。

水戸の藩士長久保赤水は安永7（1778）年に『日本輿地路程全図』を作成した。この地図は『享保日本図』をはじめ多くの絵図や資料に基づいている。一里一分（1/1,296,000）縮尺で、経緯線が描かれた我が国最初の地図である。『伊能図』が幕府の秘図として公開されなかつたので、幕末に至るまで日本全図の代表とされた。

### 明治前期

明治政府の地図・測量行政は初めのうちは、内務省と陸軍省の二本立てで推移したが、明治17（1884）年、国防上の見地から陸軍省参謀本部測量局に統合された。

明治前期の主な地図・測量事業は次の通りとなる。

工部省測量司は明治5（1872）年、東京府下から初の三角測量を開始し、それを承継した

内務省地理寮は、明治8（1875）年、関東地方全域に三角測量網を拡大した。また、同年東京・塩釜間の水準測量を行った。地理寮は地理局となって、明治10（1877）年、全国地籍調査を行い、**字切図(1/600)を編成**した。又同年には那須野において基線測量を実施した。明治21（1880）年には『伊能図』を元に『日本全国興地図』（1/600,000）を作成し、また、地理寮以来継続していた東京、大阪、京都及び五開港地の市街図を完成した。

参考資料 ㈱アルファ エンジニアリング ホームページ

### 『和紙図』に見る船江の集落

私の手元にある最も古い絵地図『山田惣絵図』（寛保元（1742）年写図 原本神宮文庫所蔵）と伊勢市役所で複写した『和紙図』（明治初期作成か）と下図のように重ねてみた。黒く



塗り潰した部分は国土地理院の『治水地形分類図』による「自然堤防」、これに加えて『土地条件図』では斜線部分も「自然堤防」として表示されている（或いは自然堤防と余り標高差のない微高地であったのかも知れない）。

つまり、河崎地区に隣接する西町、天路、前町、新道、狐垣内の東側の一部が該当する。船江地区の古集落は自然堤防上に立地されていることが分かる。その他の船江地内は概ね「氾濫原」と分類されており、古人は旧河道、後背湿地を盛土開拓し田畑として営農していたと思われる。

ここで「自然堤防」について学習して置く。

曲流河川の氾濫のさいに流路からあふれた水は、運んできた粗い物質を主として上流寄り内側に堆積させるので、流路のへりは堤防状に高まる。これが自然堤防である。三角州の前進によって海は埋め立てられ、その後ろは川沿いの堆積物や後背湿地の堆積物で覆われ、自然堤防地帯が形成される。

自然堤防は等高線間隔にかからない小さな起伏（微地形）であるため地図には表れにくい。微地形は土地利用の違いから判断できることがある。周囲が水田のところ、島状に畑があったり、家屋があれば自然堤防の可能性がある。地形図をつかって、平野の中にある集落を赤、畑を黄、水田を青色に塗り分けてみると、赤と緑の部分が黄色の地の中に、帯のように浮かび上がってくる。集落や畑のある帯状の部分は自然堤防と呼ばれる高まりで、水田の部分は後背湿地と呼ばれる低地である。扇状地の末端には湧水帯がありそれから下流は傾斜を減じて生ずる平坦な氾濫原に発達する。河道のすぐそばに自然堤防、その外側に後背湿地ができる。自然堤防は河道に近いところほど、粗い粒子の砂がみられる。自然堤防は後背湿地よりも1～2m、時には数mも高く、小さな洪水では水をかぶりにくい。かぶっても排水が早く、普段は地下水位も低く乾いている。今では河道は人工の堤防によって固定されているので、自然堤防は人工の堤防の外側に分布していることが多い。下流部の平野で、自然堤防のよく発達した部分を自然堤防帯（例えば高向・王中島地区）と呼び、その先に三角州（デルタ）が広がっている。

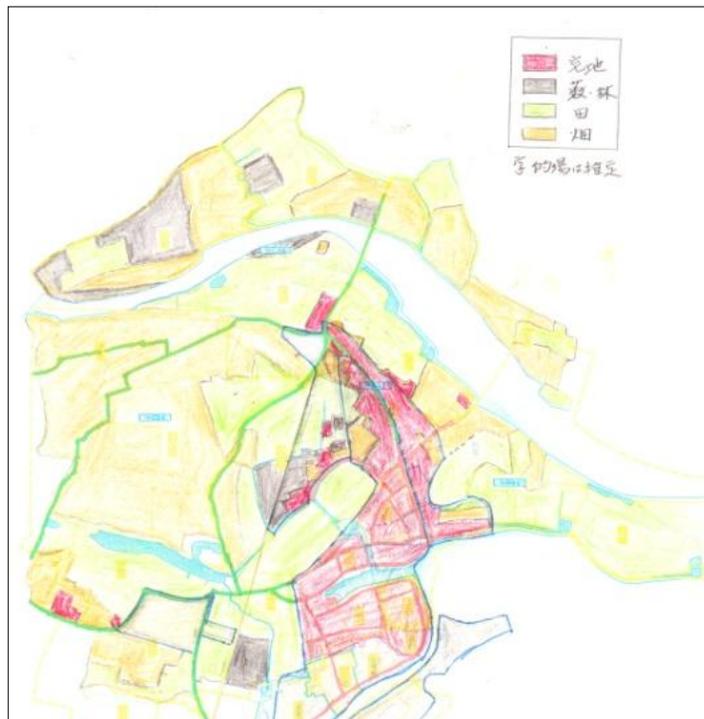
伊勢市の場合、南部の段丘に生ずる扇状地の末端には湧水帯があり、又宮川、勢田川、五十鈴川等の河川の氾濫により、それから下流は傾斜を減じて自然堤防の発達する平坦な氾濫原（盆地床）となる。河川（旧河道を含む）はこの氾濫原の上を流路を変えながら蛇行した。船江地内の檜尻川流域の両岸、象野、檜尻、藤郷、柳原、溝畑、出口、的場、林などの氾濫原と、八間道路以西の船江地内即ち高木、甘露地、狐垣内西部、釣瓶、横枕、濱田などは北宮川、甫蔵主川（檜尻川の上流）、落合川（甫蔵主川から分岐して臈が池を通り有連橋から勢田川に合流）などの旧河道の氾濫原では、流域変更により小規模の自然堤防・後背湿地となり住居地とはならず田畑として開けた。

船江・河崎地区は中央に勢田川という水利を持つ大規模な自然堤防の上に成立した。前頁の図に今から270年位前の寛保年間の船江村の集落内の道を赤線で示した。当時の集落は河崎に隣接する西町、築地（織豊時代末期慶長年間に盛土 この頃に堀留が出来たか）から天路、前町、新道、狐垣内へと広がったと思われる。明和8（1771）年の船江町の戸数は337戸であった。古集落が存在していた船江2、3丁目の平成23年5月31日現在の戸数は1,049戸である。当時と比較した住居地域の広がりを約3倍と考

えると、赤線で記した古道には現在と余り変わらない密度で、茅葺の民家が道沿いに楡比していたと思われる。火事でも起これば一瞬にして集落全体が燃え尽きてしまっただろう。

船江町の旧名「船饗村」の初出は『光明寺舊記』永暦2（1161）年に畑地の売買の記録があるから、平安時代後期には既に存在した古い集落であった。船江・河崎の集落は勢田川を挟んで出来た自然堤防とその周辺を取り囲む氾濫原に出来た後背湿地・北宮川（前蔵主川・檜尻川・小柳川など）の分流の合流点にあり、居住・営農に恵まれ古くから集落が発生したと思われる。

前頁の図で、山田の中心部と繋ぐ驟の道を青線で示した。畦道を少し太くした驟の道を往古の人達は忙しく行き来したのだろう。甘露地を通る驟は明治25（1892）年測図以降の地図には表れていないが、養草寺から旧東洋紡跡地に通ずる道はその名残であろうか。何れにしても字高木、字甘露地地内は盛土地とされている。何時頃盛り



土されたかは不明である。

荒木田氏後裔定俊権禰宜の長子定満は、鎌倉時代建久5（1194）年に「船江長官」と号した（何れも系図は未確認）。船江は箕曲郷に属する農耕地帯であるから、新田開発と関係があると考えられる。伊勢市役所所蔵の『和紙図』から船江地区を土地用途別に色分けすると右図のようになり、圧倒的に農耕地が多く、旧河道や氾濫原の荒れ地を盛土して農耕用地を生み出したことが想像できる。何時の頃かは分からないが、12世紀に荒木田氏の一族によって行われたと私は推論してみたくなる。

参考資料 山田総絵図 伊勢古地図研究会 編 伊勢文化会議所

「和紙図」(船江各字) 伊勢市課税課ご提供

治水地形分類図 国土地理院

土地条件図 国土地理院

日本の自然4 日本の平野と海岸 貝塚爽平他 岩波書店

宮川下流域蓄留川の歴史探訪 勢田川惣印水門会

伊勢市役所ホームページ

門前町 藤本利治 古今書院

伊勢神宮の祖型と展開 桜井勝之進 図書刊行会

## あとがき

資料の収集や思いつくままに1年にわたり書き綴って来たため纏まりを欠く点や記述の重複がある。その間に東日本大震災があり、私も一瞬の意識喪失で5泊のICUでの検査入院をするなどがあった。傘寿を迎えた老体は健康に注意しなければならないことを経験した。

船江の町は私の幼少の頃から目覚ましい変化を遂げた。60年位前の私の幼少時代の遊び場であった田畑はことごとく住宅地に変貌した。

続編では私の思い出のポイントや古地図に記されている古道を歩いて往時の片鱗を見付けてみたいと思っている。その為に、ポータブルナビ panasonic のトラベルナビ「CN-MH01L」を昨年末に購入してそれに備えている。これは老骨の意気込みである。

又、多くの町の長老の方々のお話も伺いたいが、よく考えてみれば私自身が長老の域に達している上に、急速な都市化により多くの人達が他地域から移住されていることなどから、これは中々難しいと思っている。現に私より3才年長の船江町生え抜きの兄も既に他界している。船江町は第二次世界大戦で米軍の焦土作戦で昭和20(1945)年7月29日夜間に一瞬にして焼け野原と化した。その為に多くの往時を窺い知る古文書、資料、写真などが失われていることも私の学習の大きな障害になると思う。当時写真マニアであった父の写真集も跡かたもなく焼失している。私自身の幼少時代の写真を今見ることは1枚も出来ない。

本編を纏めるに当たって、先学の多くの方々の著書を断りなく引用させて頂き御礼を申し上げたい。又親切にご協力を頂いた伊勢市役所課税課の山田女史、同じく戸籍住民課の堀畑氏その他教育委員会の方々に深く感謝している。

『和紙図』の画像処理についてその道の専門家井ノ下寿紀氏のお力添えには深くお礼を申し上げたい。又地名の解説等について貴重なご教示を頂いた日本考古学協会員和田英雄氏は本編纏めの支えになった。深く感謝を申し上げる。

以上